

平成 2 2 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 2 年 6 月 1 5 日

閉会 平成 2 2 年 6 月 1 8 日

平成 2 2 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 2 年 6 月 1 5 日

平成22年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成22年6月15日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年6月15日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長心得 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 総務課長 森田政美 企画財政課長 西村俊哉 町教委総務課長 栗原 進	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 議会事務局 加護安光 モニター係 吉仲真一 増井 肇	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 芝 和也 議員	11番 大植 正 議員

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成22年6月15日(火) 午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	選挙第1号	議長選挙について
第4	選挙第2号	副議長選挙について
第5	選挙第3号	議会選出の委員の選挙について(式中組合議員・山辺広域組合議員)
第6		諸報告
	報告第2号	平成21年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	定期監査報告について
第7		一般質問
第8	承認第1号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第9	承認第2号	平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について
第10	承認第3号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第11	承認第4号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第12	承認第5号	平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第13	議案第21号	平成22年度川西町一般会計補正予算について
第14	議案第22号	平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第15	議案第23号	平成22年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第16	議案第24号	平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第17	議案第25号	平成22年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第18	議案第26号	平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第19	議案第27号	平成22年度川西町水道事業会計補正予算について
第20	議案第28号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第21	議案第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第22	議案第30号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条

第23	議案第31号	例の一部改正について
第24	議案第32号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第25	議案第33号	川西町税条例の一部改正について
第26	議案第34号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第27	議案第35号	川西町ふれあいセンター条例の一部改正について
		奈良県住宅新築資金貸付金回収管理組合を組織する市町村数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
第28	議案第36号	川西小学校パソコン等機器の取得について
第29	議案第37号	訴えの提起について
第30	同意案第2号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第31	同意案第3号	川西町固定資産評価員の選任について
第32	発議第 4号	改正貸金業法の早期完全実施施行を求める意見書について
第33	発議第 5号	所得税法56条の廃止を求める意見書について

(午前 10 時 00 分 開会)

議 長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。
これより平成 22 年川西町議会第 2 回定例会を開会いたします。
会議に先立ち、12 番 石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。
ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。
町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。
町長。

町 長 (上田直朗君) おはようございます。
本日、川西町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私御多忙のところ御参集くださいまして、まことにありがとうございます。
また、平素は町政の推進に御尽力をいただいておりますこと、御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。
本日提案いたします議案は、平成 21 年度一般会計補正予算の専決を初めとする承認案件が 5 件ございます。そして、平成 22 年度一般会計の補正予算を初めとして補正予算関係で 6 件、条例改正 7 件、そして組合規約の改正、人事案件、パソコン等機器取得及び訴えの提起など多数の案件でございます。
何とぞよろしく御審議賜りますことをお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

議 長 (森本修司君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、10 番 芝和也君及び 11 番 大植正君を指名いたします。
日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より 18 日までの 4 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より 18 日までの 4 日間と決定いたします。

(議長席 議長退席)

議会事務局長 (高間隆弘君) ただいま議長より辞職願が提出され、降壇されましたので、香川副議長、議長席にお着きください。

(議長席 副議長着席)

副 議 長 (香川明英君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。
議長・森本修司君より議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職についてお諮りいたします。
森本修司君の退席をお願いいたします。

(森本修司君 退席)

副 議 長 (香川明英君) 森本修司君の議長辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (香川明英君) 異議なしと認めます。よって、森本修司君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森本修司君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

(森本修司君 入場)

副議長(香川明英君) 森本修司君より、議長辞任の挨拶がございます。

森本修司君。

7番議員(森本修司君) 議長辞任に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

私、昨年5月の臨時議会におきまして、議員各位の御推挙により議長に選出いただき、在任中は議員皆様初め理事者の皆様方の多大な御支援また御協力を賜り、重責を果たすことができましたことを心より厚く御礼申し上げます。簡単ではございますが、辞任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(香川明英君) お諮りいたします。

議長が辞任されましたので、この際、追加議案として議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(香川明英君) 異議なしと認め、日程第3といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時07分 再開)

副議長(香川明英君) これより再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙について、ただいまより議長選挙を行います。

議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長よりの指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(香川明英君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

議長に森本修司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました森本修司君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(香川明英君) 異議なしと認めます。よって、森本修司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森本修司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

森本修司君より当選の受諾及び挨拶があります。

森本修司君。

7番議員(森本修司君) 議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推挙によりまして、議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感している

ころでございます。

この上は、微力ではございますが、町政発展に最善の努力をしてまいり所存ですので、議員の皆様並びに上田町長初め理事者の皆様方には、今後とも格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(香川明英君) 議長、議長席にお着き願います。

御協力、どうもありがとうございました。

(議長席 副議長退席、議長着席)

議長(森本修司君) 副議長・香川明英君より、副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職についてお諮りいたします。

香川明英君の退席をお願いいたします。

(香川明英君 退席)

議長(森本修司君) 香川明英君の副議長辞職願の朗読を省略し、副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、香川明英君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

香川明英君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

(香川明英君 入場)

議長(森本修司君) 香川明英君より、副議長辞任の挨拶がございます。

香川明英君。

2番議員(香川明英君) 副議長辞任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

私、昨年5月の臨時議会におきまして、議員各位の御推挙を賜り、副議長に選出いただき、今日まで議員の皆様を初め関係各位の温かい御指導、御鞭撻を賜り、重責を果たすことができました。

ここに心より厚く御礼申し上げまして、簡単ではございますが、辞任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

議長(森本修司君) お諮りいたします。

副議長が辞任されましたので、この際、追加議案として副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、日程第4といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時25分 再開)

議長(森本修司君) これより再開いたします。

日程第4、選挙第2号、副議長選挙について、ただいまより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長よりの指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

副議長に島田育浩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました島田育浩君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、島田育浩君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました島田育浩君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

島田育浩君より当選の受諾及び挨拶があります。

島田育浩君。

3番議員(島田育浩君) 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員皆様の推挙により、副議長に就任させていただくことになりました。

微力ではございますが、町政の発展に全力を尽くしたいと考えております。

皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

議 長(森本修司君) 続きまして、山辺広域行政事務組合議会議員であります香川明英君より辞任願が提出されましたので、この際、山辺広域行政事務組合議会議員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、辞任願の朗読を省略し、山辺広域行政事務組合議会議員の辞任の件を許可することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま欠員となりました議会選出の委員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第5に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5、議会選出の委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

山辺広域行政事務組合議会議員に島田育浩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を山辺広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました島田育浩議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第6、諸報告に入ります。

議長報告として、総務建設経済副委員長・島田育浩君の辞任に伴い、宗行正明君を選任いたします。

また、5件の陳情書と、町長より行政報告として、報告第2号、地方自治法施行令第146条第2項の繰越明許費繰越計算書をお手元に配付のとおりでございますので、御清覧おき願います。

次に、報告第3号、平成22年3月から平成22年5月期までの例月出納検査の結果報告を木村監査委員より求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成22年3月から平成22年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づきまして、平成21年度並びに22年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で諸報告を終わります。

続きまして、日程第7、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

10番 芝和也君。

10番議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、町長

に質問いたします。

内容は、既に通告してありますように、反核・平和の取り組みについてであります。

このテーマでは昨年の12月議会でも町長と議論を交わした問題ですので、記憶によくとどめておられることと存じます。以来半年の間の情勢の進展を受けて、今般改めて町長に御所見をお伺いし、本町での取り組みを改めて求めるものであります。

さて、地球上からの核兵器の廃絶に向けては、5年に一度、核不拡散条約再検討会議が開かれることは御承知のとおりであります。その第8回の会合が先月ニューヨークで開催され、ほぼ一月をかけて議論が尽くされました。そして、今年の会議への最終文書が5月28日に結ばれたのであります。そこには、核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍備の撤廃に関して、その行動計画に取り組みことで全体の合意に至り、2000年以来長らく懸案になっていた地球上からの核兵器の廃絶に向けた情勢の進展が見られることとなりました。

我々は、世界の中でもとりわけ唯一の被爆国の国民として、核兵器の廃絶は一日も早く達成することを願うものでありますし、NPT、核拡散防止条約を批准している核保有5カ国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国も含め、保有国が国際政治の場でその約束をしたことは大きな意義があり、大変喜ばしいことであると感じている次第であります。

今回、この会議に向けては、核兵器の廃絶を訴え、その取り組みを進める日本原水協など国内外のNGO諸団体などが、核兵器の全面禁止・廃絶条約の交渉を進める国際署名などの多彩な取り組みが行われ、さまざまな団体や個人、自治体の首長や議長などからの賛同署名が持ち寄せられました。今回、ニューヨークの会議で直に提出された日本からの署名数は、全部で691万2,802筆ということであります。その中には、上田町長や森本議長も含め、1,522名の我が国の自治体首長や議長の皆さんが名前を連ねておられます。

この署名につきましては、奈良県においては、荒井知事を初めすべての市町村長さんが名を連ねられた全国でただ一つの画期的な県となりました。御承知のとおり、本県は全自治体が非核都市を宣言しています。このことが実際の署名にもあらわされ、核廃絶への意気込みの大きさが酌み取れる出来事となりました。

今も触れましたように、この署名については町長御自身も賛同いただいているところでありますが、その署名が実際に今回のNPT、再検討会議に持ち寄せられ、結果として最終文書で核兵器廃絶に向けた軍備の撤廃計画が全体で合意されたことは、大変喜ばしいことでもあります。直接、間接のさまざまな取り組みが相乗効果を発揮して実を結び、このことに尽力をいただいたお一人として、一連の核兵器廃絶署名に託された草の根の取り組み、世論の果たした役割と全自治体の首長さんが名を連ねた本県での現象に関して、町長の御所見をお聞かせください。 よろしく申し上げます。

また、今日の核兵器廃絶に向けた地方自治体を取り巻く情勢としましては、この問題での具体的な取り組みが求められているところであります。自治体自

らの行いとしましては、非核宣言自治体協議会への参加もありますし、住民の皆さんへのさまざまな啓発の推進活動等がありますが、まずは住民皆さんに本町が非核宣言自治体であるということを認知していただくことが肝心ではないかと存じます。

それには、非核宣言自治体の看板の設置やロゴの作成等、住民の皆さんの日常生活において目に触れることが大きな役割を発揮することにつながると考えるものであります。

そこで、非核宣言自治体の看板の設置等、具体的な平和への取り組みを今般改めて求めるものであります。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 反核・平和に対します国民みんなの思いにつきましても、誰もがそのことを望み、そして願っているところでございます。その取り組みの方法や、あるいはまた具体化につきましても、いろいろな意見があり、難しいところでございますけれども、今回のNPＴ、再検討会議で核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍備撤廃に関する行動計画に取り組んでいくということで合意に至ったということは、大変大きな前進だと思います。これからは着実に進展していくことに大きな期待をしているところでございます。

そうした中で、核廃絶への署名が700万筆に及んだということ、そして、奈良県では、知事を初め全市町村長が署名したということでございますけれども、やはり思いや願いというものは誰もが同じだなという思いをしているところでございます。

本町の川西町議会におきましても、今年の12月議会で非核日本宣言を求める意見書が採択され、関係機関に送られたところでございます。そうした取り組みとあわせながら、住民の方々にも大きく関心を持ってもらうべく、啓発活動を積極的に行っていきたいというふうに思っております。

現在のところ、今年の8月に川西町の人権教育推進協議会の主催で反戦平和展を計画しておられます。沖縄の平和祈念資料館からパネル等を借用しての反戦平和展でございますけれども、企画の内容や日時等がまだはっきりと定まっておられませんので、定まりましたら広報で皆さん方に周知してまいりたいと思っております。

そしてまた、7月31日には「磯城郡平和のつどい」が川西町のけやきホールで開催されることが決まっております。これらにつきましても皆さん方に周知してまいりたい、このように思っております。そして、継続的な啓発と申しますか、そうしたことにつきましても、川西町の中で町の広告塔が3基ございます。相当色あせてきておまして、塗り直す時期に来ておりますので、内容等も考えながら、これらの広告塔を活用してまいりたい、このように思っております。

これからも人権、反戦・平和、このことにつきましても、住民の皆様方に啓発を密にしながら関心を持っていただき、そしてまた、それらに取り組んでいただきますようお願いを申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく御理

解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

10番議員（芝 和也君） 全体の思いとしては、町長も今おっしゃいましたように、奈良県では全市町村長さんが核兵器廃絶交渉を進めていくことを求める署名に賛同し、さまざまな分野でそれぞれの立場からのそうした取り組みを進めておられるということで、思いを一つにして、それが着実に世界全体を動かしているということになっている取り組みを、これからも町長御自身も進めていきたいという思いを表明されたというふうを受けとめました。私も全く同感であります。

また、具体的な取り組みの中には、町内でのそれぞれの団体の平和活動に協賛をしていく、そういうことでのお話がございました。また、町の広告塔の3基を活用しながら、反核・平和のことについての看板の塗り替え、設置、それらも検討していきたいということでもありますので、ぜひそうした分野で住民の皆さんが本町が非核宣言自治体であるということを十分認知していただけるような方向につながる看板の活用ということで、改めてそのことを求めておいて、質問というか、要望とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今申しましたように、広告塔がございますので、それらをうまく活用しながら、川西町がそうした宣言のまちであるということがはっきりと皆さんにわかるような形であらわしていきたい、こういうふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第8、承認第1号、平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第31、同意案第3号、川西町固定資産評価員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第8、承認第1号、平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第12、承認第5号、平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてまでの5議案を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、今回専決して執行いたしました平成21年度の一般会計、公共下水道事業特別会計の補正予算につきまして説明申し上げます。

いずれも決算の見込みが明らかとなりましたことによります財源調整あるいは精算といったものが主でございます。

それでは、承認第1号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてでございます。まず、全体の概要を説明申し上げます。8ページをお開き願います。

歳入面では、特別地方交付税の増1億727万円、平成20年度繰越金の増3,527万円、宝くじ交付金等による諸収入の増1,405万円があり、また、歳出面では、衛生費、土木費、消防費、教育費合わせて5,000万円の歳出削減ができたことから、前回予算から2億700万円程度の収支改善がございました。そこで、予定していた基金取り崩しによる繰入金を1億1,100万円減額し、また、町債の発行を2,760万円抑制しました。また、歳出の部では、総務費の欄ですが、6,600万円を基金に積み立てることといたしました。

それでは、詳しい内容の説明をしてみたいと思います。10ページをお願いいたします。

歳入の部、款9.地方交付税ですが、特別地方交付税の増により1億727万5,000円の増となっております。

款13.国庫補助金では、きめ細かな臨時交付金が714万6,000円の増となっております。

款17.繰入金では、財政調整のため財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたが、取り崩さずに済んだため、1億1,100万円の増となっております。

12ページをお開き願います。款19.諸収入ですが、市町村振興宝くじ交付金の増により1,404万8,000円増となっております。

款20.町債では、特定地方道路結崎線の事業不執行に伴うもの、公営住宅の入札減によるものほか、起債の繰上償還で借換債の発行を予定しておりましたが、発行せずに返済できたことなどにより、2,760万円の減となっております。

次に、13ページ、歳出の部でございます。

款2.総務費では、基金費として6,597万6,000円を計上いたしております。これは、22年度に繰上償還を行うに当たり、減債基金9,100万円取り崩すことを予定しておりますが、取り崩しによる基金の減少を抑えるために、最初に説明いたしました収支改善分を減債基金等に積み立てることとしたものでございます。

款14.きめ細かな臨時交付金事業で、庁舎設備改修及び保健センター改修事業として1,183万3,000円を計上しております。この分は平成22年度への繰り越し事業となっております。

次に、14ページをお開き願います。

款4.衛生費では、各種検診料の執行残等により保健衛生費が509万円の減、ごみ処理に係る委託料の減により清掃費が590万円の減となっております。

款6.土木費では、都市計画費が下水道会計への繰出金の減により427万円の減、住宅費が公営住宅修理費の執行残及び建替工事の入札減等により1,240万円の減となっております。

16ページをお開きください。款8.教育費では、教育総務費が安心・安全な学校づくり交付金事業の入札減等により457万5,000円の減、項6.社会教育費では文化会館の音響・カメラ設備改修工事の入札減、島の山古墳事業の執行残等により1,061万9,000円の減となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては、1,958万3,000円の増額補正となり、この結果、平成21年度の一般会計補正予算総額は、歳入歳出それぞれ37億1,209万8,000円となります。

なお、平成21年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第2号の繰越明許費繰越計算書のとおり、きめ細かな臨時交付金事業、公営住宅建替事業、学校ICT環境整備事業について、平成21年度分の事業費1億5,851万1,000円のうち1億2,813万7,000円を明許分として財源とともに繰り越させていただいております。

次に、承認第2号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。まず、6ページを御覧ください。

歳出についてですが、下水道整備費については、水道整備工事の入札減により567万円の減、下水道維持管理費につきましては、補修工事の不執行分及び水道使用量減少に伴う流域下水道負担金の減により1,540万円の減となっております。

それに伴います歳入ですが、5ページをお願いいたします。

下水使用料1,100万円、一般会計からの繰入金427万円、下水道事業債の発行580万円をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、専決して今年度特別会計の補正をさせていただいた内容について説明いたします。

順序が前後いたしますけれども、承認第5号、平成22年度年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

これは、当年度の回収管理組合返戻金を前年度歳入に繰り上げて充用するためであり、同会計の歳入歳出をそれぞれ1,864万3,000円を増額し、補正後の同特別会計の予算額を歳入歳出それぞれ3,791万1,000円とするものでございます。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明申し上げます。

また戻っていただきまして、承認第3号、川西町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目の「条例の概要」をお開き願います。右の欄の概要を御覧ください。

1の給与所得に係る特別徴収制度の改正ですが、65歳未満の公的年金等の

所得を有する給与所得者について、年金にかかる所得税割額を給与から徴収できるとする改正でございます。

2以降は、法令等の快晴に伴う所要の変更でございます。

次に、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものでございます。3枚目の「条例の概要」を御覧ください。

中間所得層の負担軽減のため、課税限度額の見直し及び解雇・倒産等による非自発的失業者に対し、軽減措置を設けるものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより承認案についての審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝和也君。

10番議員（芝和也君） まず、承認第1号、21年度一般会計の補正で、今、決算見込みが出ましたから、その事業精算等による増減ということで調整をした結果の増額補正ということで説明をいただきました。

全体のお金の流れとしては、事業精算による調整をして、交付税も増えて差し引きしてくる中で、残った分のお金を基金に積み上げて財源対策に使っているということだと思いますので、流れとしてはそれはそうだと思いますけれども、その中で、いろいろ経費については、支出をどう有効に活用するのかということで、各課でも調整の中で経費が有効にいくよう、無駄な経費を使わないようにという努力も当然あると思います。そんなんも反映された結果のこういった最終的な基金への積み立てという余力のお金も出てくることにつながっているのではないかという判断もあるんですが、実際、もっと単純に事務的な結果としてこうなったのか、それとも意図して頑張った結果こうなったのかという、そこら辺のところはどう見ておられるのか。その辺を御説明いただきたいと思います。

次に、承認第2号の下水道補正ですけれども、これは、特に下水道使用料の減収の補正が全体の中で大きい割合を占めているように思います。当初の見込みの1割ほどになりますので、これは特段そういった使用料減になっている原因、要因は何か。特にあってこうなっているのか、その辺の分析、結果というのはどうなのか、御説明いただきたいと思います。

それから、承認第3号の町税条例です。

これは、制度変更、法改正によるものですが、いわゆる年金受給者の住民税の年金からの天引きは、もうこれまでに始められていましたけれども、給与所得者のうち年金にかかる税金を給与から特別徴収できるということに制度がなったための改正であります。これは、該当する方に対しては、そういった制度変更、今度からこれで行きますという周知については、町としては何か実施されているのか、それとも、もう制度変更で自動的にこのまま起こっていくの

か、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

次に、承認第4号の国民健康保険法施行令の改正に伴う制度変更についてありますが、最高限度額の引き上げというのが実施されます。ここで、限度額いっぱいになっている皆さんの中で、本町の場合は賦課をする場合の算出基準が世帯割、人口割、所得割、資産割と、この4方式でいっていますけれども、結局、所得はないけれども資産をがばっと抱えているから、それによって限度額いっぱいになっているという方が、限度額全体の中でおられるのか、それとも、給与所得のある方で限度額いっぱいまでいくような保険税になっているのか。そこら辺のところ、資産だけでかかっている人があるのか、ないのか。それをお示しいただきたいと思います。

それから、最後に承認第5号の住宅新築資金の特別会計ですけれども、これは毎年同様の処理が行われている分で、結局、うて返して今は入れていますけれども、最終的には焦げつきにつながるものが十分懸念されます。その辺、実際の流れはどうか。それとも、やっぱり単純なうて返しだけでなく、起こってくる原因をちょっとでも防いでいって、それを改善していこうという取り組みを続けていくのか。そこら辺ではちょっと政策の違いが出てくると思うんです。まずはこの流れでいくと、最終的には最後は焦げついてしまうということになると思うんですけれども、そこら辺はどうか、お示しいただきたいと思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ちょっと私のほうから大まかな形での私の思いですけれども。

先ほど申しましたように、補正予算で歳出減になったり、あるいはまた歳入増になりましたり、決算上のある程度のゆとりができてきたということなんですけれども、まずは執行していきます中で、請負の額が非常に減ってきたり、あるいはまた、先ほども下水道でございましたように、人口減によりまして使用される水量が減ってまいりますと、もちろんそれらに伴って水道会計では減収になってきておるわけでございます。

そういう形で、経済状況が小さくなってきているという部分がある程度出てきていますので、当初見込んでおりましたよりもある程度は歳出が小さくて済んで余裕ができてきたと、こういうふうには私は解釈をしておりますので。緊縮な財政ですので、普段は常に無駄を省いて支出をできるだけ抑制するように、皆に周知しておるところでございます。そういう中での今回のそういう状況だということでございます。

それから、資産だけで限度額に達している人があるのかについては、ちょっと私、承知していませんので、担当から御説明申し上げます。

それから、住宅新築資金のことですけれども、返済される方で月を遅れて納入される分が多い方がございますので、それらにつきましてはこういう措置を講じていかなければならないということ、それから、今県のほうで組合をつかって、そこで徴収いたしておりますので、それらの収入がちょっと遅れて入っ

てくるといふ部分がございますので、いつもこういう措置をしているわけです。これからもそうしたことで管理組合のほうで非常に厳しく、密に徴収をしてもらうことになってきておりますので、それらに我々は期待をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 嶋田理事。

理事（嶋田義明君） 補足説明として私のほうから説明させていただきます。

5つございまして、最初の一般会計の収支改善の分については、町長から御説明があったように、入札の減とかによる結果としての部分が多いという御理解でお願いしたいと思っております。

2つ目の下水道の関係で、水道料の減につきましてですけれども、これはやはり景気の関係で法人関係の水道料がかなり落ちてきておりますので、景気によるものが多いというふうに認識しております。

3つ目の税金の65歳未満の天引きについてなんですけれども、現在この件については、ちょっと詳しくは答えできないんですけども、町として積極的な周知という形は特にとっていないかと思っております。

次に、国保税の関係でございます。

資産割と所得割の関係がありまして、要は、不動産を持っているから国保税が高くなっている方で限度額を超えている方がおられるかという御質問でございますが、資産税の関係で限度額を超えている方はおられません。

最後に住新の関係でございます。

これも町長のほうから御説明があったんですけども、ちょっと滞っている方がおられるんですけども、全体としては、借りられている方の中で比較的きちんと返しておられる方ですと、前倒しで返されたりしていますので、全体的に収納率が若干落ちてきている状況にあります。町としては住新組合に回収を依頼しておるんですけども、町としてできることについては積極的に努力するので一緒に頑張りたいということで、回収組合とも話をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 一般会計の補正の分からですけども、結果として、流れとしてこうなっているということでありました。町長御自身が常々おっしゃっていますように、やっぱり町そのもののそれなりの努力もする中で、財政をどう工面していくかということでは力を注いでいただいているというふうにも思います。そういう点で、最終的に1年の会計の処理をしていくことになりましたから、増減の帳尻を合わせて処理をするということにはなりますけれども、いずれにしても、そうやって頑張ってきたお金、節約できて出てきたお金というのは、財源対策に使いながらも、その使い道としては、住民施策の暮らしの応援策に充当していけるような、そういう中身に極力というか積極的に充てていただくという方向で、予算編成時にもぜひ考慮していただきたいと思います。

それから、承認第2号の下水は、結局今の経済状況を反映してということでありましたので、了解です。

それと、町税条例の制度変更で、給与所得者の65歳未満の分が、年金にかかる税金が給与から特別徴収になるという制度変更のことに關してですけれども、町としては特段の周知は現在意図してやっているわけではないというお話でした。だから、現在かかっている人は、自分で申告されているということになると思います。そこで制度が変わることになりますから、そういう点では、該当する皆さんに対して、町としては徴収する側でありますので、勤めの会社の事務から回ってくるという話ではなしに、直接税金をいただくということで、制度の変更で合意を得る、そういう努力をぜひ進めていっていただきたいというふうに思いますので、その点、よろしくお願いします。

それから、承認第4号の国保税では、現在、資産に限って限度額に達している方はないということでありました。この国保税の部分での事実上そういう人はないということでしたけれども、今後そういう条件で出てきたら、結局、現金を持っている支払い能力との差がそこで一気に生じてくるということになりますので、その辺、一定の方向を考えて、臨機応変な対応が要るのではないかと思います。

先ほど言いましたように、今、4方式で国保税の算出基準にしていますけれども、これが、資産を外して3方式に変えていっている自治体が県内でも二、三あらわれてきていますから、そういう点で言うと、どっちがより現状に応じた形での賦課になるか、それは検討する必要があると思います。4方式より3方式がいいとか、いや、4方式がいいとか、どっちがいいとか悪いとかいうことは言えないと思いますけれども、要は、支払い能力に応じて現状に応じた形で賦課するというのがあってしかるべきと考えます。その点、町長はどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 先ほどの年金にかかる税金を給与から引く話につきましては、該当する方にもうちょっとはっきりとそういう制度ができたんだということを周知するように努めていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

それから、国保税につきましては、先ほどおっしゃったように、固定資産と所得、そして入っておられる加入者の人数、そして世帯割と、この4つから成っておるわけですが、特に年金生活者になってまいりますと、資産割の部分が大きな負担になりますと、これは大変でございます。特に市街化区域の中に住居を持っておられる方というのは、非常に評価額が上がりますので、そういうことも含めて、固定資産税はできるだけ低くするように考えておりますけれども、国のほうの税金の割合が固定資産税では何%、所得割では何%と決まっているわけでございますので、それらのある程度クリアしないと、いわゆる減免制度ですね、4・7・3とかいう、4割、3割、7割とか軽減される、その率の適用がまた変わってきますので、それらをあわせながら、そういう減免措置を受けられるところまで持っていきたくて、こういうふうに思っておるんで

すけども、その内容につきましてはちょっと変わったりしていますので。私が承知しておりますのは、固定資産に係る負担についてはできるだけ大きな負担にならないように考えていくということは基本的に考えておりますので、そういう制度との間で考えていきたい、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの承認案に対する討論を行います。

承認第1号の平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分より、承認第5号、平成22年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてまでの専決案件5議案についてであります。態度表明としましては、5号の住宅新築資金の補正予算に反対で、あとは賛成の立場からのものがあります。

承認第1号並びに第2号については、21年度の一般会計と下水道会計の事業の精算に伴い、歳入歳出をそれぞれ調整する補正内容であります。必要な会計処理がなされているものと判断いたします。ただ、結果として基金費に6,600万円ほど積まれることとなりました。当座の運営資金の確保と、その使い道の検討も必要になります。見方を変えれば、頑張っ調整した結果捻出できたとも考えられます。ここは一定の努力がうかがえますが、もう一歩突っ込めば、この努力を住民への現物給付として各種の住民施策強化へ充当する方向が求められるところでもあります。ここら辺は政策判断が問われることとなりますが、ぜひ予算編成の検討時には念頭に置かれんことを申し述べる次第であります。

次に、承認第3号、町税条例の専決処分についてであります。

説明どおり、65歳未満で給与所得のある方の年金における住民税をその方の給与から天引きできる内容への切り替えであります。これは法律改正により制度を変更するものであり、否定はしませんが、従前からの制度として、年金にかかる住民税の年金天引き開始の折には、この場での町長との議論の中で、制度上は便宜を図ることとしながらも、気分、感情の問題としても税金も年金天引きかという思いはよくわかるという旨の答弁が町長からもございました。今般は、これが給与所得者からということでもありますから、その辺は事情が違いますが、納税は自主計算、自主申告が基本でありますので、この辺の変更点、制度の説明は十分周知し、納得と合意の形成に努められんことをここでも申し添えておきます。

次に、承認第4号の川西町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、法施行令の改正に伴う賦課限度額の引き上げが一つ、それから、年度途中の突然の失業に対して前年度給与所得の3割で保険税の算出をする方式に

切り替えるもので、この措置は、今日の社会経済情勢の一定の反映がうかがえ、実情に応じた対応がなされていると判断するものであります。国保税の賦課限度額の引き上げにおいては、所得が発生しなくとも資産に係る分で限度額に及ぶ具体例が生じた折には、その支払い能力等の状況をまずは把握することを抜き進めていただきたいと思いますというふうに思います。そのような場合には、負担能力の実情に応じた措置を実際とることを重ねて求めておくものであります。議論の過程でも、そこら辺の負担が生じないように常々注意を払うというのが町長の今のお話でもありました。ぜひそういう方向で臨機応変に対応していただけるように、制度の調整を求めておくものであります。

最後、承認第5号の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。

中身は、21年度の年度内の会計に生じる不足分を繰り上げ充用の処理により調整を図っているものであります。この処理は毎年繰り返されている調整措置でもあります。この処理を続けていきますと、最終的には焦げつきが懸念されるという点が残ります。当座の運用としてはこの処理の仕方も通用すると思いますが、根本の解決策を先延ばしにしていることにもなりかねませんし、そういう点では、問題の発生に対して各年度ごとにきちんと処理をし、それに応じた徴収に努めていくという方向で、そこに力を入れて手を打つべきものというふうに判断いたします。よって、この5号案件については、不承認とするものであります。

以上、専決、承認案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第4号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第5号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第13、議案第21号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第27、議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部変更についてまでの15議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。
議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (上田直朗君) 続きまして、議案第21号から議案第27号までの平成22年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算並びに条例等の改正について御説明を申し上げます。

まず、議案第21号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてでございます。7ページをお願いいたします。

当会計全体にわたることでございますけれども、議会費、総務費ほか各科目において人件費についての補正がございます。これらは主に4月1日付人事異動やその後の人員配置上の変更に伴う経費の移動等によるものでございます。また、特別会計への繰出金につきましても、同様の理由により補正を行っております。

人件費以外の主なものとしたしましては、6ページ、款16.寄附金では、ぬくもりの郷が今年10周年を迎えるに当たり、運営を委託しております社会福祉法人いわれ会より100万円の寄附金があり、福祉事業特定寄附金として扱わせていただくものでございます。

歳出の部につきましては、10ページをお願いいたします。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目.社会福祉総務費、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金2,124万円は、国民健康保険の制度改正に対応するためのシステム改修のための費用に対応するものでございます。また、目6.ぬくもりの郷管理費ですが、先ほど説明いたしました、いわれ会からの寄附金の使途として、施設の修繕費及び10周年記念事業の経費、合わせて100万円を計上いたしております。なお、人件費の減がトータルで680万円程度ございましたので、財政調整基金の取り崩しの縮小及び前年度繰越金で調整いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ339万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成22年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億4,757万9,000円となります。

次に、議案第22号、平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

歳入の部ですが、一般会計繰入金212万4,000円は、システム改修の費用に対応するために一般会計より繰り入れを行うものでございます。雑入332万9,000円は、老人保健医療費拠出金で精算による還付金が発生したものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の部、款1.総務費、一般管理費の委託料222万6,000円ですが、国民健康保険の制度改正に対応するためのシステム改修のための費用に対応するものでございます。

7ページ、款5.老人保健拠出金については、支払う予定で計上してござい

た老人保健医療費拠出金で、先ほど説明いたしましたように還付金が発生いたしましたので、101万5,000円を減額させていただいております。

以上によりまして、歳入歳出で545万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。これによりまして、22年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,205万4,000円となります。

次に、議案第23号、平成22年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらは、共済負担金率の変更に伴い、共済費等を調整するもので、2万8,000円の減額をお願いするものでございます。これによりまして、平成22年度年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9,406万7,000円となります。

次に、議案第24号、平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

こちらは、4月1日付の人事異動による人件費の調整に係るもの及び款2.保険給付費につきましては、昨年8月から受付が開始されました高額医療・高額介護合算療養費制度の利用が増加していることから、250万円を居宅介護サービス負担金から高額合算介護サービス負担金に振り替えるものでございます。

これによりまして、12万1,000円の増額補正をお願いするものでございまして、平成22年度の同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6億5,214万5,000円となります。

次に、議案第25号、平成22年度町川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらは、共済負担金率の変更に伴い、共済費等を調整するものでございます。これによりまして、8万1,000円の増額補正をお願いするものでございまして、平成22年度の同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億3,314万9,000円となります。

次に、議案第26号、平成22年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧願います。

こちら共済費等の調整を行うものでございます。これによりまして、9,000円の減額補正をお願いするものでございまして、平成22年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,203万1,000円となります。

次に、議案第27号、平成22年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

同会計につきましても、共済費等の調整を行うものでございます。収益的収入及び支出の予算額のうち水道事業費用において、営業費用として人件費関係42万2,000円、営業外費用として企業債利息21万5,000円、合わせて63万7,000円の増額補正をお願いするもので、支出の款、水道事業費用の総額は2億3,477万7,000円となるものでございます。

以上が平成22年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明申し上げます。

す。

議案第 28 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、育児・介護休業法等の改正に伴うもので、時間外勤務の免除の請求があった場合には、3 歳に満たない子のある職員については、時間外勤務をさせなければならないとするものでございます。施行期日は平成 22 年 6 月 30 日となっております。

次に、議案第 29 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これも育児・介護休業法等の改正に伴うもので、配偶者の就業の有無、育児休業の取得状況にかかわらず、育児休業をとることができるものとするものでございます。施行期日は平成 22 年 6 月 30 日となっております。

次に、議案第 30 号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、地方公務員法の改正に伴うもので、職員団体の活動ができる期間に時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

次に、議案第 31 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、給与の支払いに当たり天引きを行っていたものについて、地方公務員法の規定に基づき、条例の定めを行うものでございます。

次に、議案第 32 号、税条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、主なものとしたしましては、1 の扶養控除の見直しに伴う改正は、こども手当、高校無償化に伴う扶養控除の見直しに伴うものでございます。次のページ、3 は、たばこ税の税率引き上げについて改正を行うものでございます。また、5 の手数料の見直しですが、住民票や印鑑証明書と同様、納税証明書等について、200 円を 300 円に見直すものでございます。

次に、議案第 33 号、心身障害者医療費助成条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、県が発行している療育手帳の記載が平成 22 年 6 月発行分から変更になりますことから、改正を行うものでございます。

次に、議案第 34 号、ふれあいセンター条例の一部改正についてでございます。

これも 1 枚めくっていただきまして、ふれあいセンターの陶芸用の窯を更新したことに伴い、受益者負担の観点から使用料を設定するものでございます。

次に、議案第 35 号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理組合規約の一部変更についてでございます。

これも 1 枚めくっていただきまして、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理

組合から生駒市が脱退することについて、規約を変更するものでございます。

補正予算関係、条例関係につきましては以上でございます。

何とぞよろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明がありました日程第13、議案第21号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第27、議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理組合規約の一部変更についてまでの15議案につきましては、18日に審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、18日に審議を行います。

次に、日程第28、議案第36号、川西小学校パソコン等機器の取得についてを議題とし、議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 続きます、議案第36号、川西小学校パソコン等機器の取得についてでございます。

こちらは、川西小学校のパソコン等を整備するに当たり、その取得予定金額が条例で定める額である700万円を超えることから、議決を求めるものでございます。

内容は、パソコン78台、サーバー1台及び教育用ソフト等でございます。

指名競争入札を行ったもので、落札金額は1,674万7,500円、落札者は、株式会社奈良情報システムでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました議案第36号について、質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 議案第36号、パソコン等機器の取得についてであります。

落札額と落札の業者は町長のお示しのおりではありますが、まず、その入札の経過について御説明をいただきたいと思っております。

それから、落札額がここに示されていますけれども、結局、町の見積もりした予算に対してこれがどうなのかということが、判断の基準が問われると思っております。この予算額が幾らなのかをお示しいただきたいと思っております。

それから、前回の12月議会の追加議案で、同じ小学校関係でテレビの購入の議案が出てきましたけれども、このとき、そういった町の予定価格の公表についての議論の中で、方向としてはそういう方向で進めていきたい、検討していきたいという旨のお答えでありました。それに関して、今回の入札に関してはその辺をどう検討されたのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、今回はパソコンの購入ですけれども、従来はこれらの機器はリース契約というふうに伺っております。今回購入に切り替えているのは、その財源が地域活性化等の国の交付金がそれに充てられるからということで、去年の

テレビと同様、これも一緒に購入に切り替えているというふうに伺っていますけれども、そこら辺、今回の機器の取得が、そういった財源を使って地域活性化に有効に活用されるのかどうか。業者が、これでいきますと奈良市の業者ということにもなりますし、その辺、地域活性化との間では疑問の残るところなんですけれども、町長としてはどうお考えか、お示しいただきたいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

- 議 長（森本修司君） 町長。
町 長（上田直朗君） まず担当の教育長のほうから御説明申し上げます。
議 長（森本修司君） 森杉教育長。
教 育 長（森杉衛一君） 入札の経緯と予算に対する落札額の話、それと、前回との関係も含めてでございます。

入札の経緯については前回と同じ形なんですけれども、まずは地元から、それで地域を広げていって県内に広げたと。議員おっしゃっておられましたように、地域活性化ということで、県内で活用できればということで、県内ですべてと思っています。幸い県内業者がおりましたので、町内での実績あるいは近隣での実績もありましたので、指名させていただいたと。議員がいつもおっしゃっておられます一般競争入札ということなんですけれども、今回は特に地域活性化ということで、そういうのは前提に置かずに県内の業者でとめたということです。

予算に対する落札額ですが、落札額は町長から説明がありましたけれども、うちの予算としては3,100万円ほどの予算を持っておりました。ただ、請負率の関係ですが、53.4%。これはいろいろ研究させていただくと、公表すべきものでもないというふうな大臣通達があったのを我々がちょっとうっかりしておりまして、前回もそのまま公表させていただいていますので、今回も同じように公表させていただいております。

それから、今までリースだったのに、リースでなくて購入ということで、議員がおっしゃるとおり、地域活性化の臨時交付金で対応させていただくということで購入ということにさせていただいております。有効活用の話なんですけれども、教職員のパソコンは公務用と教育用に分かれておりますけれども、パソコン教室に41台、2台の電子黒板を前回購入させていただいたので、それを活用するのに2台のパソコンを購入しております。それから、普通教室に18台と公務用にデスクトップ1台とノートパソコン15台で16台、合計78台購入させていただいております。

我々が公務でいろいろパソコンを活用させていただいているのと同様に、学校の公務でも教職員の皆さん方が十分な活用をされるということを期待しております。それから、子どもたちも新しいパソコンが入るということで非常に期待もしていますので。1年生から6年生まで全員楽しく活用させていただいているということは今までからの流れなので、新しいパソコンを十分に活用してくれると期待しております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 今回の最後の有効活用のところなんですけれども、若干私の言い方も悪くて、意味が通じていなかったかと思えますけれども、購入したパソコンを学校の中でどう有効に活用するのかという話で今説明していただいたと思いますが、聞きたい意図は、要するに地域活性化の交付金をこの購入に充てているから、そのお金の使い方の政策的な有効活用ということで、聞いたのはそういう意図でありますので、その辺で町長の判断をお聞かせいただきたいと思えます。

まず、その話からいきますと、いずれにしても指名競争入札になりますので、業者選定します。地元、近隣、県内ということで、地域活性化交付金を使うから県内でとめて指名したという話でありました。その経過の中で、地元業者が入札に入れるかどうかというのが、行政が物品購入するときの大前提だというふうに思います。今般で言いますと、確かに町からのそういう案内はかけますけれども、そもそも購入する機器の取り扱いをそんなにしていないから合わないということで、まず前段で入ってきてもらえないという話もあったようです。指名をした中でも、値段が合わないから、要するに商いの取り扱い数からして値段が合わないから、入札の指名にはこたえたけれども、結局札を入れるのはもう辞退するというところで辞退に至っているということも現に出ているようであります。ですから、6者指名でやっているけれども、結局のところ3者辞退で、3者での競争ということになっているようです。そういう点で言いますと、財源は地域活性化の交付金を使って入札をかけるわけですし、その交付金の使い方というのが地域経済をどう回していくかということにつながる話であります。

そういう点で言うと、やっぱり行政としては、地元業者も競争できる範囲内で競争してもらう内容にして、せっかく落札のほぼ倍ぐらいの予算額を見ているわけですから、お金の使い方としてはできるだけ低く抑えるというのも一つの見方ですし、もう一つは地域経済を活性化させるということが、今の経済状況からすると行政の取り組みの中に大きく問われる側面ですから、そういう点では、予算の範囲内で競争してもらったらいいいというふうに思います。その辺、競争できる条件で指名要件をつくっていくということがこれからは問われてくると思うんですけども、この結果を見て町長自身どうお考えか。また、県内業者限定というふうに教育長はおっしゃいましたけれども、地域活性化というのは、県内限定というよりは、やっぱり地元でどう生かすかというところが問われますので、その辺、町長はどう判断されるのか、お示しいただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今おっしゃったように、地域の活性化のための予算でございまして、地域でどうして生かしていくか、また、地域経済をどういうふうに活性化させるかということが基本だと思いますけれども、今回のパソコン等につきましては、これを扱う業者の方が地元におられなかったということが一つでございまして、そういうことで、先ほど芝議員からもお話がございまして、

たように、業者のほうにも当たりましたけれども、辞退ということでありましたので、それをもうちょっと広げて、奈良県の地域という形で解釈しております。

我々は、基本としましては、先ほどおっしゃったように地元ということでもまず考えていくべきだと思っておりますし、これからもそういうふうにしていきたいと思っております。その機種によりまして、これだけの台数を扱っておられる業者さんが川西町におられなかったということで、一つの小さな町の中でございますので、致し方ないということになるわけですがけれども、今後もこういう地域活性化については、まず地域のことから考えていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、議案第36号、川西小学校パソコン機器等の取得についての討論を行います。

今般のパソコンの購入についてでありますけれども、まず、議案に対する態度表明は、反対の立場からのものであります。

川西小学校におけるパソコン等の機器の購入そのものについては大いに結構な話でありますし、こうした機器整備は子どもたちも楽しみにしていることと思います。この点では新たな機器の入れ替えには何ら反対するものではありません。

議案は、物品購入の入札に関することが問題であります。その判断が問われてくるのが内容ということになっております。入札の経過は、6者指名に対して3者の辞退があつて、結果、3者の競争により、議案に示されている奈良情報システムが落札ということであります。パソコン等の導入は通常はリース契約のところ、今回の買い取りということになったのは、購入財源が全額国費による地域活性化等に関する交付金事業に充てられることから判断されたということであります。目的からすれば、地域の活性化に資するよう、その予算が反映されることがやはり望ましいですし、自治体の行いとしても、地域活性化策は重点的に取り組むべき方策であるというふうに心得ます。この点、財源の目的からすれば、今回の議案の内容が妥当かどうかということについては、私は疑問の余地が当然生じるというふうに判断した次第であります。

また、入札参加の辞退でありますけれども、この要因もさまざまです。そもそも入札する前に参加そのものが取り扱い商品がないということで応じてもらえなかったという話もありますけれども、入札に参加する中で、結局金額的に到底合わないという判断から参加辞退をするという結果が生まれているのも、これまた事実であります。発注する側としては、こうした事態が起こらないように、その方法において大いに考慮すべきものというふうに判断する次第で

あります。地元業者が競争に参加できる条件を整えることなど、こうした考慮を最大限実施をし、決して怠ることのないように入札に取り組むべきという判断をする結果であります。

結果、競争の原理が働いて強いところが落札するというのが入札でありますから、それは仕方ありませんけれども、参加の条件そのものをみんなが参加できて競争できる条件に整えることが、自治体の側の政策の判断としては問われるものと判断いたします。

よって、こうした条件整備を求めまして、本議案に対しては反対をするものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第36号、川西小学校パソコン等機器の取得について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第29、議案第37号、訴えの提起についてを議題とし、議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 次に、議案第37号、訴えの提起についてでございます。

これは、町税納税者が町に誓約した納付計画で収入源としていた収益性不動産等を息子に売却し、税金を払えなくなったとしているため、その不動産の売買の取り消しを求めるとともに、滞納している水道料金の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました議案第37号について、質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 今の説明のとおり、税金を納める収入としていた不動産を売り払って、そのことによって税金が納められなくなったという、その不動産売買の取り消しを求めると。当然の措置だというふうに思いますけれども、売ったお金そのものですが、これを既にもう使ってしまった、手元にないという話も伺っているところではありますが、これ、結局差し止めが、不動産売買があかんという結果が出た場合に、その不動産の払い戻しができるのかどうかというところ辺はどうなるのか。その辺、税収の確保につながる措置がこれで打てるのかどうか。そこはどうお考えか。現段階での見方、こう考えているところをもう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 理事のほうから説明いたします。

議 長（森本修司君） 嶋田理事。

理 事（嶋田義明君） それでは、説明させていただきます。

不動産の売買を取り消せという命令が出た場合に、売った側の親のほうはそれを借金の返済に使っていますので、お金を工面できるかという話になるんですけれども、今度土地を買い戻しても、それに抵当をつけるときに町の債権のほうが優先しますので、銀行は貸さない可能性というのが当然出てきます。その場合には、息子の側に第三者納付、親に代わって税金を払うということを認めさせるという方法で考えております。

そのときに不動産を差し押さえてしまうのか、それとも不動産なり、息子が給与として得る収入からきちっと分納という形で払ってもらえるのかは、その時点で検討する余地がございますけれども、その場合も、計画どおりに入らなければその時点で差し押さえるという形で、今のところは考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 税収の確保については、今説明のあったような方法を考えているということでありましてけれども、いずれにしてもかなり複雑な話になっているようでありますし、どうなるかわかりませんが、今の説明によれば、結局税金を払うのは息子にかかってくるというような最終結果にも行くようなことでもありますから、そこら辺が、実際親と息子との関係で一つになっているものならば当然そうなると思いますけれども、そこら辺は結構複雑な内容になるというふうには思います。

ただ、そのときに、アパートですから、店子さん等の関係があって、その人らには全く関係のない話でこの売り買いが動いていることになります。税の滞納ということになってきて、水道料金の滞納も同じでありますから、店子の皆さんには全く関係なくそういうことが動いているということは、そこに影響が出るようなことがあってはいけませんので、その辺、町としても税収確保の中で影響を及ぼさないように、今の説明の中で債務者が親から息子にかかわるかどうかは別として、その辺の影響は出さないように執行できるということは十分考慮して当然だと思っておりますが、その辺、影響は出てきませんか。重ねてお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 嶋田理事。

理 事（嶋田義明君） 議員おっしゃるように、収益性のある財産ということで、1階は店舗、2階はマンションという形ですので、仮に差し押さえという判断をするときに当たっても、事業の継続性という意味で十分条件をつけて慎重に対応する必要はあると考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

宗行議員。

4 番議員（宗行正昭君） これ、実際経済効果はないでしょう。裁判に勝っても、現実的には取れることはまずないでしょう。非常に疑問を持ちますね。

そうすると、訴訟費用だけ無駄じゃないかという見方もあるんですよ。ただ、ここまでたちが悪いと、見せしめのためには一遍やっておかないかんことですわ。だから、恐らく裁判に勝っても、実際取れるか取れんかというたら、怪しいもんです。親子間の不動産売買で、その金をごちゃごちゃとなってるんだから。裁判費用だけ無駄になるかもしれんというおそれは十分あるんですけども、7年間議会に出させていただいて、こういうたぐいの訴訟案が出てきたのは初めてという気がします。やっぱり見せしめのために一遍やっておかないかんことであります。

その限りにおいては、この議案に賛成するものであります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 同じく賛成の立場からの討論であります。

議案の中身にもありますように、納税の約束を履行する条件を意図してほごにする行為と受けとめられる、それに対して、今般税収を確保すべく訴えを提起しているということでもありますので、当然の措置というふうに判断をいたします。

ただ、今の質疑の中でもありましたように、債務者が賃貸契約を結んでいる店子さんに影響が及ぶことのないように、その点、町としては訴訟の終了後、その執行において十分に配慮・検討するよう申し添えるものであります。

以上です。

議長（森本修司君） 討論が終わりましたので、これより裁決に入ります。

お諮りいたします。

議案第37号、訴えの提起について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第30、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、日程第31、同意第3号、川西町固定資産評価員の選任についての2議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上田直朗君） 次に、同意案第2号、川西町固定資産評価審査委員の選任についてでございます。

平成4年からお願いしておりました南吐田の松本康男元収入役に代わりまし

て、今回、現在川西結崎郵便局長をしておられます、下永東城の勝寫誠二さん
にお願いをしたいということで、皆さんに同意をお願いするものでございます。

そして、同意案第3号、川西町固定資産評価員の選任についてでございます。

平成5年からお願いしておりました結崎井戸の村田友次郎元助役の後任とし
て、副町長の松本ひろ子を考えております。

以上でございます。どうかよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました同意第2号並びに同意第3号
について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたしま
す。

お諮りいたします。

同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案ど
おり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意すること
に決しました。

次に、同意第3号、川西町固定資産評価員の選任について、原案どおり同意
することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意すること
に決しました。

ただいま同意いたしました勝寫誠二氏にお越しいただいておりますので、挨拶
を受けることにいたします。

（勝寫誠二君 入場）

議 長（森本修司君） 勝寫誠二君。

固定資産評価審査委員（勝寫誠二君） ただいま御紹介いただきました勝寫誠二で
ございます。

固定資産評価審査委員会の委員といたしまして、微力ではございますが、職
責の遂行に最善を尽くしてまいりたいと考えております。何とぞ御指導、御鞭
撻のほどよろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますが、御挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議 長（森本修司君） 御苦労様でした。お引き取り願います。

（勝寫誠二君 退場）

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

委員より、発議第4号、改正貸金業法の早期完全実施施行を求める意見書に
ついて、発議第5号、所得税法56条の廃止を求める意見書についてが提出さ
れております。よって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。

よって、本案を日程第32、33に追加し、議題といたします。

日程第32、発議第4号、改正貸金業法の早期完全実施施行を求める意見書について、提出者より提案理由の説明を求めます。

宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 発議第4号、改正貸金業法の早期完全実施施行を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

意見書は既に皆さんのお手元に配られておりますので、御清覧願うこととして、内容的には、1、改正貸金業法を早期に完全施行すること、2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること、3、個人及び中小業者向けのセーフティネット貸し付けをさらに充実させること、4、やみ金融を徹底的に摘発すること。

以上、芝和也議員並びに香川明英議員の賛成を得て、宗行が提出するものであります。

議員御一同の賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

日程第33、発議第5号、所得税法56条の廃止を求める意見書について、提出者より提案理由の説明を求めます。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 宗行正明議員、大植正議員、寺澤秀和議員の賛同を得、本日ここに提出いたします所得税法56条の廃止を求める意見書に関して、提案者として御説明を申し上げます。

皆さん御承知のとおり、今日の日本経済を支えているのは紛れもなく中小業者であり、その大半は家族の労働によって支えられているというのが実態です。それで、この労働に対して、現在の我が国の所得税法では、その56条で、こうした家族従業員の給与を経費として認めておりません。したがって、実際に働いている家族、つまり配偶者や子どもが受け取る正当な給与を税法上否定する法律となっております。すなわち、実際に働いている家族従業員の人格を法律が否定するという大きな矛盾を抱えることとなっているのであります。

当然こうした矛盾は解消してしかるべきであります。

また、現行法では、申告形式を青色にすることにより、こうした家族従業員の給与を必要経費に認める56条の例外規定が設けられています。この規定は何を示しているかといえ、実際の労働を申告形式によって認めるとか認めないとかを課税庁が判断できる仕組みをつくっていることにすぎません。しかし、青色申告と56条の間には全く整合性は見当たりません。御承知のとおり、56条の目的は、中小業者が家族に給与を支払う形をとって意図的に所得分割を行い、納税額を抑えることを防ごうとするものです。もちろん悪意に利用することは論外ですが、そのことをもって家族労働のすべてを否定する現行法には大きな無理が生じてきていることは、指摘しているとおりであります。

また、意図的な所得分割は、青色申告制度においても現に発生している問題であります。所得分割と申告の形式には直接の関係はないようですし、青色申告だけ家族従業員の給与を認めるという、この根拠もどこにも見当たりません。

さらに、青色申告には記帳の義務があるとの解釈もなされておりますが、白色申告でも1984年からは記帳の義務は発生していますので、記帳の義務の有無をもって認めるとするならば、白色申告者においても、30年以上前から既に家族従業員の給与を経費に認めてしかるべきだという問題をこの法律は抱え続けてきたということにほかなりません。

以上見てきましたように、所得税法56条で家族従業員の給与を経費と認めず、実際に働いている家族従業員の人格を法律が否定するとう矛盾は極めて遺憾であり、即刻その解消を行うべきと考えます。よって、ここに所得税法56条の廃止を求める意見書を提出しようとするものであります。

議員の皆さんには、何とぞ御理解を賜りまして、御議決いただきますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より17日までは休会とし、18日午前10時より再開いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午後0時04分 散会）

平成 2 2 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

平成22年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成22年6月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年6月18日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長心得 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 総務課長 森田政美 企画財政課長 西村俊哉 町教委総務課長 栗原 進	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	10番 芝 和也 議員	11番 大植 正 議員

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、12番石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより審議に入ります。

日程第1、議案第21号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理組合規約の一部変更についてまでの15議案について、質疑ありませんか。

芝和也君。

10番議員(芝和也君) それでは、過日提案されています、ただいま議長から話のありました議案第21号、平成22年度一般会計補正予算より、議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理規約の一部変更についてまでの間で若干お尋ねいたします。

まず、22年度の一般会計補正ですけれども、新年度が始まりまして、その取り組みの中で、前回3月議会の一般質問で触れていました子宮頸がんの予防の取り組みなんですけれども、あのとき尋ねたのは、ワクチン接種に対する補助という話をさせていただきました。町長の意向としては、まずは子宮頸がんの研修をしっかりと受けてもらって、そっちのほうの周知徹底から行きたい、研修の率を引き上げていこうと、こういうお話でした。まだ新年度に入って早々ですけれども、特にその辺の取り組み、強化策について、あれば答えてもらったら。現状と照らし合わせて、その辺の取り組みをお聞かせいただければというふうに思います。

それから、条例関係で、28号、29号あたりになるかと思えますけれども、職員の休暇に関連して、若干その中身が拡充されるという方向に法改正がなされております。この条例改正に該当する本町の職員は当座どのぐらいいるのか。あるのか、ないのか、特には該当がないのか、その辺はどうか分かりませんが、当座どのぐらい出てくるか、そこら辺のところでお示しいただいたらと思います。

次に、議案第32号、町税条例についてであります。

これは、大きくは3つの変更があるかと思えます。1つは、こども手当や高校の授業料無償化に伴う変更ですけれども、要するに、子どもを抱えておられる皆さんは、これまでは所得税に対する扶養控除がありましたけれども、その控除を廃止する、それに伴う条例変更ということになっています。この辺、所得税の中から控除されていた分が廃止にされて、その財源が手当のほうに充てられているということですので、所得税そのものも住民税も税額が引き上がることになりまますから、それによって派生する影響、その辺がどの程度ある

のか。今国の方針では、所得税分が引き上がったことによって派生する影響はとにかく起こらんようにするというのは国も言うていますがけれども、その辺、現場サイドとしてはどの程度見込んでおられるのか。国がきちんと手を尽くせば、そういう派生の影響はないかと思えますけれども、その辺をお示しいたきたいと思えます。

それから、2つ目の変更は、株の譲渡益の優遇措置の導入ということになっていると思えますけれども、こういった措置は、全体としてはほとんどの人にはかぶらず、ごく一部のところへの措置という法律改正になるかと思うんですけれども、こういった株の譲渡益とかに対する優遇措置が必要か否かということについては、全体としてかかる分についていろいろ法改正していくというのはあると思えますけれども、一部の、しかも普通に働いて出てくる益に対する優遇ではなくて、株の譲渡益ということですから、その辺の町長の御所見をお伺いしたいと思えます。

それから3点目、町税条例の改定の3点目ですけれども、いわゆるたばこ税の税率の引き上げが柱になっております。これは、国の税制大綱では、たばこ消費の抑制の観点から、将来に向かって税率を引き上げることによって健康に配慮していく、とにかく税率を引き上げていって、たばこを余り吸わんようにしていこうということで税率引き上げというのが趣旨として書かれております。

町税収入というサイドで見ますと、税率が引き上がることによって税収が入ってきますから、なかなか微妙なところだと思うんですけれども、角度を変えれば、吸うてはる人の健康の度合いに影響を与えながら税収を確保するというふうな取り組みにもなりますけれども、この辺、税制大綱では、健康に配慮して、税率を上げていって余り吸わんようにしようということですから、自治体の取り組みということでいったら、これは税率の問題ですからさわれませんけれども、健康に配慮したたばこの影響をどんどんPRして、抑制していってもらおうという筋合いのものではないかと考えますが、そのあたりの取り組みは町としてはお考えをお持ちかどうか。

その辺は嗜好品ですので、吸われる人の好みがありますから、どうせえ、こうせえということは言えませんが、健康に配慮するというので言えば、自治体の取り組みとしてはいろいろ予防保健行政の取り組みも今やっていますから、そういう点で、税率を引き上げて、一方では抑制するという国の取り組みに加えて、自治体としては健康に配慮したPRを取り組みの中でお考えかどうかをお伺いしたいと思えます。

以上です。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、子宮頸がんのことですけれども、この前にも申させてもらいましたように、ちょっとその辺につきましては、各市町村の状況も見ながら、そしてまたPRするといえますか、理解を求めていくことが必要ですので。最近、各報道機関で報じている部分につきましても、子宮頸がんにつきましてもは相当言われておりますし、これは国のほうでも考えていくのではないかと考えておりますので、その辺の状況を見ながら対応してまいりたいと思

っております。今年1年、その部分についてこれからも関心を示して見守っていきたいと思っております。

それから、税条例の扶養控除ですけれども、実質的にそうした扶養控除が引き上げられるのは来年かららしゅうございます。特に地方税の分については、平成24年度からということですので、ちょっとまだその経過がこれから動いていくのではないかと、あるいは改正もされていくのではないかとこの間も打ち合わせの中で話したんですけども、まだ24年度からということ、国税につきましては23年分ですか、ちょっとその辺はいろいろまた議論が出てくるのではないかと。報道関係でもそうした形で増税になるんだということが余り報道されておりませんので、住民の皆さんもちょっと関心が薄いのかなというふうに思いますけれども、今後そういうことが大きく話題になっていくのではないかと。

それから、譲渡益のことにつきましては、川西町としては特にそうしたことで大きくされている方はおられませんので、影響ないと思っておりますけれども、これはやはり経済を活性化される中で、大きく取引しておられる方々に対する活性化するための施策ではないかなと思っております。ちょっと私、その辺の内容は存じませんが、それに伴って市町村税もそういう形で制度を波及しているということだと思います。

それから、たばこ税なんですけれども、調べてみますと、川西町で十二、三年ごろは6,000万円ほどたばこ税がございました。今は3,500万円です。今年、平成22年度につきましてはもう少し落ちるのではないかとこの間で想定していたんですけども、引き上げられましたので、昨年並みの3,500万円ほどを維持できる程度ではないかなというふうに思っております。そしてまた、吸っておられる本数、川西町における消費の本数が、6,000万円当時のことを思いましたら3分の1ぐらいに落ちていますので、実際に吸っておられる方がそれだけ減ってきている、あるいはまた吸っておられる方も本数を減らしておられるのではないかなというふうに思います。そういう点からは、健康という部分においても増税によってある程度そういうことも果たしているのではないかと。外国の価格と比較しての国のほうの施策もありますので、日本はまだその点ではたばこが安いということらしゅうございます。しかし、実際に本数も減っておりますし、消費税に対する調定額もぐっと減っておりますので、そういう状況をひとつ御承知おきいただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 嶋田理事。

理事（嶋田義明君） 議員お聞きの中で、休暇の関係の条例のことで町としてのどの程度あるかということなんですけれども、現状、育休をとられている方が、保健師さんで1名、今年に入って子どもの生まれた方、男性なんですけれども、おられますので、対象者としてはそんなものかなと。

職員の中で育休をとられたときについては、日々雇用ですとか嘱託で対応していくという形になるかと考えております。

あと、町税の扶養控除の関係ですが、影響として想定されるものという話がありましたので、国のほうでこういうところに影響が出るだろうと言っていますのが、国民健康保険税ですとか医療費の負担、保育所の保育料、障害者の各種サービスといったものが課税・非課税によって決定されている分がございします。ただ、それについては国のほうで基準の見直しですとか経過措置を設けるということで現在作業を進めておりますので、町としてはその動向を見守るという段階かと思ひます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 大体状況はお聞かせいただきました。まずは今の扶養控除の補正の部分ですけれども、国のほうも今回の扶養控除の実施によって増税になることで派生する部分に影響が出ないようにするということですので、その経過を見守りながらと。国もそういう方向で調整すると思ひます。

ただ、福祉医療とかその辺の分野で、地方の取り組みとしてやっていて、住民税が基準の判断で福祉医療の有無の判定になっているような部分は、さっきの国保や保育料、そんなんと同様に派生する影響というのは出てくるかと思ひますので、そこら辺は地方自治体の取り組みとして、もし派生する影響が出れば、国に準じて何らかの対策、対応をとってってもらえたらというふうに思ひます。

要は、同じように所得があつて、手当をもらつて、その分控除していた分を税金として払っている。それは一方でもらっていますから、一方で税金が増えていても、ここは一緒ですけれども、そこから派生して今までなかった部分で膨らむというのは、その人の負担増になるかと思ひますし、その分、地方段階でそれがある場合は、やっぱり対策を打つてほしいと思ひますので、目配りをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、たばこ税ですけれども、確かに町長の指摘のようにたばこの本数も減つてきています。この例でいきますと、私も1日40本ぐらい吸うてた人間が今はゼロになっていますので、この3分の1に減つた中の3分の2の部分にいるのかなとも思ひますが。いずれにしても、一方ではそうやって増税することによって抑制をしていっているという、方向としてはそういう方向に流れています。後は健康の取り組み、自治体の取り組みとしては、負担を増して抑制するという、それのみにとどまらずに、健康に配慮した「こういうことですよ」というPRをしてはどうかと思ひますので、その辺、こちらのほうも目配りをお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、今般提案されております議案第21号、平成22年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理組合理約の一部変更についてまでの15議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、議案第32号、川西町税条例の一部改正について以外の14議案はすべて賛成の立場からのもので、この32号についてのみ反対の立場からのものであります。

まず、議案第21号から27号までの22年度の一般会計並びに各特別会計、公共下水道及び水道事業会計についてであります。

町長の提案説明どおり、4月1日付での人事異動に伴う人件費関係の補正が中心で、それ以外の主なものとしましては、一般会計ではいわれ会からの寄附金の処理と国保のシステム改修費用の抛出補正で、国保では、そのシステム改修分としての一般管理費としての追加補正ということになっています。全体としては必要な予算計上がなされているものと判断する次第であります。

次に、条例関係の各議案についてであります。

まず、第28号、29号の職員の休暇や育児休業に関する条例改定であります。育児や介護に関して必要な休暇を確保するべく改正がなされております。公務員の全体の奉仕者の使命として職務を全うする、それに当たるためにも必要な休暇がきちんと確保されてしかるべきであるというふうに思います。そういった手続が踏まれれば、必要に応じてきちんとした休暇の措置もとられますし、今の質疑を通じても話にありましたように、一時的に職員が集中して不足するようなことが生じる場合は、それに代わる措置をきちんととって必要な体制の確保を行うよう、この点では重ねて求めておきます。

次に、議案第30号、31号についてであります。

こちらは、地方公務員法の改正や規程の適用に関しての条例整備であり、町長の提案説明どおり、必要な処理がなされているものと判断するものであります。

次に、議案第32号、地方税法の改正に伴う町税条例の一部変更についてであります。

特徴は、こども手当や高校授業料の無償化の財源手当として、これまで図られていた税の控除措置が廃止されることが一つ、株の譲渡益に対する優遇措置が新たにとられることが一つ、それから、たばこの税率の引き上げであります。1つ目のこども手当の関係では、今回の扶養控除の廃止により、所得税や住民税がその分引き上がることになり、これにより派生する影響として国保や福祉医療への負担が膨らむことが懸念されます。この問題では、目下国の責任で影響が及ばないよう措置を講ずるとしてはありますが、その保障の有無は現時点ではわかりません。自治体としては、以前に高齢者控除廃止に伴う派生の影響があったことが思い出されます。こういう点では、そういった影響が出ると判断されるときには、何らかの対策の検討が必要であるというふうにここでは判断する次第であります。

2つ目の株の譲渡益に対する優遇措置が果たして必要かどうかというところ

で、これは議論がいろいろな角度からあるところではないかというふうに思いますが、こうした施策は、一部の特定の層には有効に働きますが、絶対多数の一般住民にはそう縁のある話でもありません。本筋は、こうした株の譲渡益等への課税は、我が国の場合は諸外国に比べて低過ぎるのが実態ですから、世間並みに引き上げてこそ当たり前の措置というふうに心得ているところでありませぬ。

3つ目は、たばこ税の引き上げです。税制改正大綱では、健康を害するこうした分野については、消費を抑制する観点から、将来に向かって税率を引き上げていくと述べております。消費量にもよりますが、自治体の税収としてはプラスに働く面、マイナスに働く面、これはさまざまな要素を持っていることにはなりますけれども、一部の人の健康を犠牲にするようなこうした取り組みは、おのずと控えていくことが望ましいというふうに考えます。住民の健康増進に資する取り組みとして、町としてはそういう分野での強化策をこれに並行して力を注がれんことを求める次第であります。

本条例改定案は、条例そのものとしては地方税法の改正に伴う変更でありますので、本則が変わっている以上どうすることもできませんが、議論してきたことも踏まえ、派生する影響等を自治体としてどうするのかは十分検討する余地は残されているものと思います。ただ単純に法改正に伴う手続の変更というわけにはいかない施策と考えます。よって、そうした取り組みを加味した行政施策の中身を重点的に取り組まれることを求めまして、本条例案に対しては反対するものであります。

次に、議案第33号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正については、提案説明のとおり、療育手帳に記載する障害の程度の表示変更によるものであります。

次の議案第34号、ふれあいセンター条例の変更は、陶芸用の窯の入れ替えに伴い、これから先は使用料の徴収をするので、使用者、未使用者の区分においては妥当と判断するものであります。

最後の議案第35号、奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理規約の一部変更については、生駒市が抜けることによる字句の整理であります。この3議案については、いずれも賛成をいたします。

以上、提案されました15議案のうち、議案第32号の町税条例の一部改正についてのみ反対、それ以外の14議案についてはいずれも賛成することを表明いたしまして、私の賛成、反対それぞれの立場からの討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第31号までの11議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 2 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 3 3 号から議案第 3 5 号までの 3 議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会には多数の案件を提案いたしましたけれども、慎重に御審議をいただき、また、全議案につきまして承認、議決、同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

厳しい財政状況が続いておりますけれども、川西町の着実な発展・充実のために行財政改革をさらに進めながら、堅実な行財政運営を基本とした町政の運営を図ってまいりたいと思っております。

審議を通じまして議員からいただきました御意見や御指摘をこれからも参考にし、取り組んでまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻をお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成 2 2 年川西町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前 1 0 時 2 6 分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年6月18日

川西町議会

前議長

前副議長

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)			
議案番号	件名	議決月日	審議結果
選挙第1号	議長選挙について	6月15日	原案可決
選挙第2号	副議長選挙について	6月15日	原案可決
選挙第3号	議会選出の委員の選挙について(式中組合議員・山辺広域組合議員)	6月15日	原案可決
承認第1号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	6月15日	原案承認
承認第2号	平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について	6月15日	原案承認
承認第3号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月15日	原案承認
承認第4号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月15日	原案承認
承認第5号	平成22年度川西町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月15日	原案承認
議案第21号	平成22年度川西町一般会計補正予算について	6月18日	原案承認
議案第22号	平成22年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	6月18日	原案承認
議案第23号	平成22年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	6月18日	原案承認
議案第24号	平成22年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月18日	原案可決
議案第25号	平成22年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	6月18日	原案可決
議案第26号	平成22年度川西町公共下水道事業補正予算について	6月18日	原案可決
議案第27号	平成22年度川西町水道事業会計補正予算について	6月18日	原案可決
議案第28号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	6月18日	原案可決

議案第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第30号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第31号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第32号	川西町税条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第33号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第34号	川西町ふれあいセンター条例の一部改正について	6月18日	原案可決
議案第35号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について	6月18日	原案可決
議案第36号	川西小学校パソコン等機器の取得について	6月15日	原案可決
議案第37号	訴えの提起について	6月15日	原案可決
同意案第2号	川西町固定資産評価審査委員会の選任について	6月15日	原案同意
同意案第3号	川西町固定資産評価員の選任について	6月15日	原案同意
発議第4号	改正貸付業法の早期完全実施施行を求める意見書について	6月15日	原案可決
発議第5号	所得税法56条の廃止を求める意見書について	6月15日	原案可決